

長崎市農業委員会 令和3年11月総会 議事録

- 1 日 時 令和3年11月29日(月) 14:00 開会
14:55 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子
平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀
山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(1名)
永岡亜也子
- 6 出席推進委員(20名)
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 尾崎 正孝 川添 孝則
城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生 中村 数昭
中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 雅洋 増田 茂
松本 貞幸 村田美津枝 森内 悟己 森保 欣也 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(4名)
浦川 英敏 鶴田 安明 濱口 敏夫 三浦 孝路
- 8 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年11月農業委員会総会を開会いたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、11月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山崎実男委員と山脇貞雄委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山崎委員・山脇委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。それでは、第1号議案、「長崎市国民健康保険運営協議会委員の推薦について」、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。令和3年11月11日付けで、長崎市長から当該協議会委員の推薦依頼があったため、ご協議いただくものです。議案書の下段の理由に記載のとおり、当該協議会は、国民健康保険法及び長崎市国民健康保険条例に基づき設置され、21名の委員により構成されております。現委員の任期が令和4年1月9日をもって満了となるため、次期委員を選任する必要があることから、この議案を提出するものでございます。2ページをご覧ください。こちらが市長から農業委員会会長あての協議会委員の推薦依頼です。推薦人数は下段の1に記載のとおり1名となっております。任期は、令和4年1月10日から令和7年1月9日までの3年間です。また、5のその他に記載のとおり、推薦にあたっては、当該協議会の委員は、国民健康保険被保険者代表であることから、長崎市国民健康保険加入者を推薦する必要があります。なお、本文中の下から4行目の「また、」以降に記載のとおり、新委員への委嘱状の交付を兼ねた第1回長崎市国民健康保険運営協議会が、令和4年1月11日に開催される予定となっておりますので、就任いただきます委員におかれましては、日程の調整をお願いします。

3ページには附属機関等の委員の委嘱に関する基準について、6ページ以降には関係法

令等を掲載しておりますのでご参照ください。

9 ページをご覧ください。当協議会の委員構成は、記載のとおり、被保険者代表、保険医療機関等代表、公益代表、で構成されておりました。農業委員会から推薦する委員は、被保険者代表になります。現在の委員は、当初、前農業委員の〇〇さんに就任いたしておりましたが、昨年の農業委員の改選に伴い退任されましたので、任期満了までの残任期間を〇〇委員にご就任いただいておりますが、先ほどご説明したとおり、令和4年1月9日をもって任期満了となるため、その後任についてご協議いただきますようお願いいたします。なお、先日行われました運営委員会で協議した結果、〇〇委員を引き続き推薦してはどうかという意見が出ております。ご協議のほどよろしく申し上げます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明及び委員についての提案がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、〇〇委員を引き続き推薦することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、〇〇委員を推薦することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番と2番は関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。1番は、家野町の〇〇さん、〇〇さん夫婦が共有で所有する、蚊焼町の農地2筆472㎡について、蚊焼町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が体調不良で耕作管理できないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。

続きまして2番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆1,592㎡について、蚊焼町の〇〇さんが5年間の使用貸借権を設定するための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が多忙で耕作管理できないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。1番の航空写真でございます。蚊焼小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。続きまして、2番の航空写真でございます。野母崎ゴルフクラ

ブの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で330日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,171㎡となり、蚊焼町の下限面積2,000㎡、宮崎町の下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、11月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。本件は、三原2丁目の〇〇さんが所有する琴海村松の農地2筆について、駐車場として利用する目的で許可申請がなされたものでございます。また、本件は、平成13年から既に駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、公図でございます。赤い部分の2筆が対象地で、平成12年に〇〇番〇を〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の4筆に分筆し、〇〇番〇を旧琴海町が道路として買収した残地となっております。その後、〇〇番〇に転用許可により病院を建設する際に、当該地が駐車場部分に取り込まれた状況となっております。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流され、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。道路と駐車場の間の赤い部分が申請地となっております。立会いにつきましては、11月

17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。本件は、三原1丁目の〇〇さんが所有する伊王島町2丁目の農地1筆について、諫早市の〇〇さんが住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。アイランド長崎の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、建物配置図でございます。敷地は現状のまま利用し、雨水排水につきましては、溜枡を設置して道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、8月17日に田平孝廣農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き12ページをご覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、熊本県天草市の〇〇が、研修所を建築する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。赤い部分が申請地ですが、現在、事務所がある青い部分を併用して建築されます。雨水排水につきましては側溝に放流し、汚水、

生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、造成計画図と断面図でございます。敷地造成に伴って最大4mの切土を行い、建物の壁面が土留めを兼ねる構造となっております。次が、現地の写真です。立会につきましては、11月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案についてご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。申出件数が2件、合計筆数が2筆、合計面積が1,227㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、埼玉県戸田市の〇〇さんが所有する鳴見町の農地1筆で、面積は571㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。あぐりの丘の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、11月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして2番は、万才町の〇〇さんが所有する、以下宿町の農地1筆で、面積は合計656㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。特別養護老人ホーム永寿園の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、11月10日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「令和3年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」、事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項1について、口頭にて報告させていただきます。11月22日月曜日午後4時から、市役所本館3階の第2応接室において、農業委員会から運営委員6名にご出席いただき、平尾会長から田上市長に意見書を提出いたしました。

田上市長からは、今回いただいた意見も踏まえながら現在策定中の第2次長崎市農業振興計画を取りまとめ、この計画を基に長崎市が目指す「次世代につながる農業」を推進していくためのパートナーとして、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんに引き続き協力をいただきたいとの挨拶をいただきました。その後、農林振興課長から意見書の主な項目に対する長崎市の考え方につきまして、口頭により回答をいただいた後に、井川委員、山口邦俊委員、後山委員から今回の意見書に関連した地域の意見ということで意見交換を行いました。

なお、今回提出しました意見書に対する正式な回答につきましては、12月の総会の時に関係機関に出席いただき、説明をいただく予定としております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項2「遊休農地対策検討委員会について」、〇〇委員長から説明をお願いします。

○委員長 それでは、令和3年11月29日、本日午後1時30分から開催されました、第1回遊休農地対策検討委員会について報告いたします。本日の出席者は、委員11名のうち10名でした。議題としまして、1、令和3年度農地利用状況調査結果について、2、令和4年度農地利用状況調査について協議をいたしました。まず、令和3年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況調査は、委員の皆様方にとっては大変な作業となりますが、今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。詳しくは、事務局の方からあとで説明させていただきますのでよろしくお願い致します。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございました。それでは、引き続き、事務局から資料などの説明をお願いします。

○農地係長 それでは、詳細についてご説明いたします。資料をご覧ください。1ページ

に、令和3年度農地利用状況調査結果を記載しております。令和3年度農地利用状況調査結果につきましては、各地区の農業委員さん及び推進委員さんが、本年8月末までに利用状況調査を行っていただいた結果をもとに作成させていただいております。それでは、表の最下段の左端をご覧ください。全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で144,841筆・約5,600haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で54,856筆・約2,400haで対象面積に対し43%の面積となっております。次に、表②の荒廃農地のA分類は、7,021筆・約330haで、対象面積に対し6%の面積、表③の荒廃農地のB分類は、82,964筆・約2,900haで対象面積に対し51%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほどご確認いただければと思います。また、2ページには前年度との比較を掲載しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。次に、3ページをご覧ください。令和4年度農地利用状況調査について、でございます。令和4年度農地利用状況調査につきましては、先月配付をしております、農地利用状況調査野帳を基に調査をお願いしたいと思います。まず、1の目的といたしましては、農地法第30条第1項にある、「農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない」の規定に基づき、長崎市内のすべての農地の利用状況につきまして、調査を実施いたします。調査の結果、遊休農地（A分類）の所有者に対しましては、利用意向調査を実施し、その意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付やその他の方法による農地のあっせんなど、遊休農地の利用調整と有効利用を図ります。また、B分類と判断された農地につきましては、非農地判断の対象となり、非農地通知の手続きを進めてまいります。

次に、2の変更点についてですが、昨年度まで利用状況調査の結果に基づいて、荒廃農地調査と遊休農地調査の2つの調査結果を国へ報告をしておりましたが、今年度から2つの調査が一本化されております。その中で利用状況調査に関連するものとして、(1)遊休農地の分類が現在の4分類から5分類に変更されておりますが、利用状況調査の確認項目といたしましては、現在と同じ内容の、耕作中、A分類、B分類、その他の4分類で判断をしていただきます。

次に、4ページをご覧ください。(2)新たに確認が必要となる項目で、①遊休農地の現況と②遊休農地の発生場所が新たな項目となっております。①の遊休農地の現況につきましては、航空写真により事務局で判断を行いますが、②の発生場所につきましては、航空写真では判断しにくいので、山間地、平地、山麓、崖地の4分類から判断をお願いしたいと思います。

次に、3の実施体制ですが、各地区の農業委員さん及び推進委員さんに協力して行っていただきます。

次に、4の調査方法ですが、農地地図により農地を特定し、その利用状況を農地利用状況調査野帳に記入していただきます。資料の7ページをご覧ください。農地利用状況調査野帳になりますが、主な記入内容としては、まず、表の中ほどにある調査日を記入していただきます。次に、調査項目は、耕作中、A分類、B分類、その他とし、1筆ごとに調査結果の欄の該当箇所を丸で囲みます。違反転用が疑われる場合は、他を丸で囲んでいただ

き、具体的な内容を備考欄に記入をお願いいたします。なお、昨年度までの調査結果につきましては、R3、R2の欄に表示しておりますので、参考にいただければと思います。次に、新たに発生したA分類につきましては、発生場所を記入していただきます。分類につきましては、先程説明をしたとおり、山間地、平地、山麓、崖地の4区分となりますが、難しく考える必要はございませんので、山間部か平地、その間であれば麓といった程度で構いません。

なお、中間管理事業における利用状況報告が廃止され、農業委員会が行う農地利用状況調査により農地の現状を確認することになっておりますので、表の中ほどにある中間管理の欄に丸印が付いている農地は、優先的に調査をお願いします。また、山林化し、非農地判断を行った農地につきましては、調査結果の欄に「非農地通知済」と表示しておりますので、調査の必要はございません。

それでは、資料の6ページにお戻りください。6の調査報告ですが、農地利用状況調査野帳は、今年度からは、11月に配布をし、翌年6月に回収させていただきます。この利用状況調査の結果を基に11月中に利用意向調査を実施し、意向調査の結果と遊休農地に対する措置状況を含め、3月末に県に報告することになっております。

次に8ページから13ページですが、利用状況調査の流れや、荒廃農地の区分、事例等を載せております。それでは8ページをご覧ください。利用状況調査の流れになりますが、調査の結果、A分類につきましては、利用意向調査へ進み、B分類につきましては、非農地判断を行い、非農地通知の手続きを行ってまいります。次に9ページから10ページには、A分類、B分類の区分の説明を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。次に、11ページですが、事例①は耕作中の事例の写真になっております。雑草を除草すれば、耕作可能と判断し、耕作中とします。次に、12ページの事例②は、A分類の事例の写真になります。樹木で雑草が繁茂しておりますが、トラクターや耕うん機などによる復旧により、農地としての利用が可能と判断し、A分類といたします。次に、13ページの事例③は、B分類の事例の写真になります。長期間放置され、樹木が繁茂していることから、通常の危機では、再生困難と判断し、B分類といたします。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

○城戸推進委員 最も大事な農業委員・推進委員の仕事だと思うんですけども、この文書の中で、遊休農地と荒廃農地と2つ表現の仕方があるんですけども、定義的にどういう意味かなとちょっと混在しておりましたので、それと、実施体制で、いろいろ個人見解だけでは、判断しにくい場所もあるかと思いますので、今後の問題といたしまして、各地区合同でされていると思うんですけども、検討委員会でどういうお話があったかわかりませんが、できれば単独よりも集団で判断した方が、共通的によく判断できるのかなと思っております。もう一つ、5ページの違反転用が疑われる場合は、どうしなさいということであるんですけども、実際、この問題等については中々難しいと思うんで

すけれども、実際、現存しているものがあつた場合に、どのような指導をしなければいけないかなと、ちょっと迷っておりますので、ご見解をよろしく願います。

○農地係長 一つ目の質問で、遊休農地と荒廃農地の定義ということなんですけれども、どちらも耕作を行っていない農地になりますが、遊休農地調査、荒廃農地調査の対象となる農地としては、遊休農地はA分類、荒廃農地はA分類にB分類を加えた農地を対象としています。またA分類は今後農地復旧を図る農地、B分類は非農地判断により農地から外す農地と考えていただければと思います。次に判断なんですけれども、なかなかやはり現地では、判断が難しいと思うんですけれども、各委員さんに判断していただきたいと思えます。A分類については、基本的に農地の復旧をさせていく農地になりますが、長崎市の場合条件が悪い農地が多く、A分類になっている農地も今後復旧できるという農地が、他の所からするとかなり少ないので、耕作中かA分類で迷う場合は、耕作中としていただいて、A分類かB分類かで迷う場合はB分類で判断をしていただければと思っております。

それから、違反転用を見つけた際の指導なんですけれども、わかれば、委員さん達からも口頭で注意をしていただきたいですし、事務局にも連絡をしていただければ、事務局からもどういった手続きをとる必要があるのか直接指導したいと思えますので、まず、連絡をしていただければと思います。よろしく願います。

○議長 よろしいですか。

○城戸推進委員 表の2ページは、荒廃農地Aと書いてありますが、遊休農地Aということで、荒廃農地がBということでもいいんですかね。捉え方として。1ページ2ページを見れば。今の説明では、遊休農地はAですよ、荒廃農地はBですよというふうに聞こえたのですが。あと、例えばその長崎市の計を見れば、荒廃農地Bを見れば、51%もあるということで、非農地対象になるのかなと、ちょっと危惧したものですから。その辺りの見解はどうでしょうかね。

○農地係長 荒廃農地のB分類で今後非農地対象になる農地が、51%位あるのかということなんですけれども、それはそのとおりで、今、B分類になって今後非農地判断していく農地が、現在51%まで至っているという状況になります。

○議長 (城戸推進委員に向かって) よろしいですか。他に皆さんよろしいですか。調査をするのに理解できましたか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項3についてご報告いたします。資料の1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、8件の届出がありました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、3件提出されました。続きまして、資料の5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、5件提出されました。合計16件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項4「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、11月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和3年度 農地利用意向調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項1についてご説明させていただきます。その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。農地利用意向調査は、農地利用状況調査の結果、A分類と判断された農地の所有者等に対し、農地法第32条の規定に基づき、今後の当該農地の利用意向について調査を行うものになります。今回の利用意向調査対象農地は、利用状況調査の結果、新たにA分類として判断され、過去に利用意向調査を行っていない農地、3,898筆、2,329世帯が対象となります。調査対象世帯につきましては、今月22日月曜日と本日29日に調査票を郵送しております。郵送した内容につきましては、資料の2ページの農地の利用意向調査についての文書と、3ページの調査票、及び返信用封筒を同封して郵送しております。調査の回答期限は、来年1月7日金曜日としております。資料3ページの調査票をご覧ください。右上の太線の部分が農地所有者の欄ですので、まず、ここを記載していただくこととなります。それから、資料中ほどの表の右側、太枠で囲んだ部分になりますが、対象の農地に対する利用の意向の欄に、資料の下段の農地の利用の意向の選択肢①から⑤のいずれかの番号を記載していただくこととなります。本日、所有者の住所を基に区分した、地区別の利用意向調査対象者リストを委員の皆さまに配付させていただいております。調査対象者から問い合わせがありましたら、対象農地について、まず、普段から耕作されている農地か、何もしていない農地かの判断が難しかったため、状況を確認するための調査であることをお伝えいただきまして、調査票の回答欄に①から⑤までのいずれかの意向を記載いただき、農業委員会事務局へ返信していただくようご指導いただければと思います。なお、1月7日の回答期限後、回答をいただいている対象者につきましては、事務局で未回答者リストを作成したうえで、改めて委員の皆様に回収をお願いさせていただきますので、その際はよろしく願いいたします。また、配付いたしましたリスト

につきましては、個人情報を含んだ資料になりますので、取り扱いには十分ご注意ください
ますよう、併せてお願いいたします。ご不明な点などがありましたら、事務局までお尋
ねください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見・ご質問等ござい
ませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標
の達成状況について」及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録
カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項 2 についてご説明いたします。資料の 4 ページをご覧くだ
さい。令和 3 年度の目標部数は 148 部となっております。先月の報告以降、増減はあり
ませんでしたので、現在の購読部数は 129 部で、目標部数に 19 部足りない状況になって
おります。目標部数が達成できますよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願
いいたします。

次に、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出につ
いて」ですが、資料の 5 ページ及び 6 ページに下半期の活動記録集計表を掲載してあり
ます。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農地利用最適化交付金の
活動実績の配分を受けるための証拠書類にもなりますので、毎月ご提出いただく前に、活
動内容の記入漏れがないかなどご確認の上、提出いただきますようお願いいたします。説
明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ご
ざいませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告
などございませんか。なんでも結構です。

○城戸推進委員 報告をさせていただきます。去る 11 月 14 日日曜日、当地区の農業振興
協議会で地元、JA 関係者、理事、行政機関等、県議会議員も含めまして、計 37 名による
農業後継者との意見交換会を実施いたしました。キャッチフレーズは「明るい夢のある農
村集落を目指して」ということで、持続的な地域づくりに向けた話し合いをさせてもら
いました。いわゆる、あと 5 年後の現状と課題について、様々な角度から議論した訳ですけ

れども、解決策はまだ見出せませんでしたけれども、粘り強く集落の在り方を、一步一步階段を上がりながら、合意形成ができればなあという実感を受けました。当委員会事務局からもご参加を賜りましてありがとうございました。まあ、賛否両論あったわけですがけれども、意見が出ることはいいかなと感じましたので、今後とも継続した形で進めてまいりたいと考えております。以上、報告させていただきます。

○議長 ありがとうございます。

○農政管理係長 事務局から今の報告について、補足してご紹介させていただきます。場所は、東長崎の中尾地区、その中で協議会を発足されて、去年、今回で3回目ですかね、地域の中で、30人から、若い人から年配の方まで思いを寄せた方たちに寄っていただいて、おっしゃったように今後の中尾地区がゴーストタウンにならないように、どうしようかというのを、皆さんも人・農地プランの際に見られたと思うんですけども、大きな地図ですね、年齢構成とか、今後後継者がいるかとか、その辺を見ながら、城戸委員がおっしゃられたように様々な意見が出ておりました。やはり、後継者がいないという後ろ向きな意見がありつつも、一生懸命この地区を今守っていかないと、どうにもならないよ、間に合わないよ、皆で一緒にしていこうと強い思いを持った方の意見もありまして、ものすごく充実した意見交換をされていたと思います。今後、来年の2月を目途に小さな班でまず話をした後に、それをまた取りまとめて行っていこうという予定がされていますので、各地区協議をするに当たっては、参考になる部分もあるかもしれませんので、お互い情報交換をして、それぞれにあった活動が少しでもできていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和3年12月、令和4年1月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料は7のページをご覧ください。まず12月の行事予定ですが、2日木曜日に令和3年度全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催され、平尾会長が出席する予定です。10日金曜日が、長崎県農業会議常設審議委員会、21日火曜日に農業委員会運営委員会、27日月曜日に農業委員会総会を開催する予定です。なお、先ほどもお伝えしましたが、総会の時に意見書に対する回答をいただく予定としております。

次に、来年1月の行事予定です。7日金曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、21日金曜日が運営委員会、27日木曜日が農業委員会総会を開催する予定としております。なお、1月の総会の日時につきましては、当初の予定は1月28日金曜日としておりましたが、

会場の都合により27日に変更しておりますので、お間違えのないようお願いいたします。

それから、前回の総会の時にもご意見いただきました12月の忘年会の話ですが、この件が、他の都市部よりもだんだんと緩和ということで流れができつつあるところなんです、現時点でまだ、長崎市役所の会食の制限が20人までということで、今日時点では解除がされていない状況です。先日の運営委員会でも協議をさせていただいたんですが、12月の忘年会につきましては、やむなく延期と考えさせていただいております。制限が緩和されれば、また年明けでも計画を立ててすぐ行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。行事予定については以上になります。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで11月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。